

レジオネラ属菌水質検査と感染症等発生時の報告について

1. レジオネラ属菌水質検査の報告について

レジオネラ症は、レジオネラ属菌による感染症で、高齢者や乳幼児、免疫機能の低下をきたす疾患にかかっている人に特に注意を要するものです。

特に、循環式浴槽を使用する場合において、衛生上の措置が不十分であると、レジオネラ属菌による感染の危険性が高くなります。

事業者の皆様におかれましては、レジオネラ症の発生防止のため衛生管理等を適切に実施していただくとともに、

循環式浴槽を有する事業所等においては、1年に1回以上浴槽水の水質検査を行うとともに、その結果を下記2か所へ報告をお願いいたします。

【報告先】下記の2か所へ報告をお願いします。

- ・豊中市 福祉部 長寿社会政策課 事業所指定係 06-6858-2838
- ・豊中市 保健所 保健安全課 生活衛生係 06-6152-7321

2. 感染症等発生時における報告について

感染症等の発生時においては下記の(1)(2)のとおり報告をお願いします。

(1) 結核、感染症（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症並びに四類感染症）の患者が発生した場合は、診断した医師は速やかに豊中市保健所へ届出を行うとともに、事業者は長寿社会政策課事業所指定係へ報告してください。

(※ 「事故発生時の報告要領について」を参照ください。)

【報告先】

- ・豊中市 福祉部 長寿社会政策課 事業所指定係 06-6858-2838

(2) 感染症（食中毒を含む。）で、患者が集団発生した場合は、速やかに長寿社会政策課事業所指定係及び豊中市保健所へ報告してください。

(※ 「事故発生時の報告要領について」を参照ください。)

【報告先】下記の2か所へ報告をお願いします。

- ・豊中市 福祉部 長寿社会政策課 事業所指定係 06-6858-2838
- ・豊中市 保健所 健康危機対策課 感染症対策係 06-6152-7316

※ 参考

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」

平成17年2月22日厚生労働省通知